

大阪府立千里高等学校後援会規約

<名 称>

第1条 本会は大阪府立千里高等学校後援会と称し、事務局を大阪府立千里高等学校内に置く。

<目 的>

第2条 本会は学校が行う教育活動・クラブ活動を後援し、その振興と発展に寄与することを目的とする。

<事 業>

第3条 本会は第2条の目的に沿って以下の事業を行う。

1. 本校の教育活動・クラブ活動への支援及びその発展に寄与する事業への協力。
2. 会員相互の親睦。

<会 員>

第4条

1. 本校在校生の保護者を正会員とする。
2. 本校卒業生の保護者及び本会の目的に賛同する者を賛助会員とする。
3. 本会への入会は会費の納入を持って会員とする。

<会 計>

第5条 本会の会計は下記に示すものをもってこれに充てる。

1. 年会費は1000円とする。但し、3年分(3000円)を前納とする。
2. 正会員・賛助会員による寄付金。
3. 会計は本校の事務局に置く。

<会計年度>

第6条 会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日を終わりとする。予算と決算は総会の承認を得なければならない。

< 役 員 >

第7条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 2 名 |
| 書 記 | 1 名 |
| 会 計 | 1 名 |
| 会計監査 | 2 名 |
| 2. 顧 問 | 若干名 |

< 役員選出 >

第8条 本会の役員は、総会において旧 PTA 役員より選出する。

< 任 期 >

第9条

1. 役員の内任期は一年とする。但し再任は妨げない。
2. 役員等に欠員がでた場合は、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

< 会議等 >

第10条

1. 本会の会議は定期総会・臨時総会・役員会とする。
2. 定期総会は年1回とし、PTA 総会と連動して開催する。総会で役員を選出と会計の報告をし、承認を得る。
3. その他の会議は会長が必要に応じて開催する。
4. 会議の議決は出席会員の過半数により決定する。
5. 緊急を要する場合は、役員会で決定し、総会で承認を得ることができる。

< 役員の内務 >

第11条

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長欠席の時は職務を代行する。
3. 書記は会の活動を記録し、会合の通知をする。
4. 会計は会計事務の全てを掌握する。
5. 会計監査は会計の監査をし、監査報告をする。

< 附 則 >

1. この規約は総会の議決を経て変更することができる。
2. この規約は平成 18 年 5 月 20 日から施行する。